

議案第六十九号

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成二十一年十一月三十日

提出者 杉並区長 山 田 宏

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

第一条 杉並区長等の給与等に関する条例（昭和三十二年杉並区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条中「百分の三十、六月」を「百分の二十二、六月及び十二月」に改め、「、十二月に支給する場合には百分の百八十五」を削る。

第二条 杉並区長等の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条中「百分の二十二、六月及び十二月」を「百分の二十五、六月」に、「百分の百八十」を「百分の百六十五、十二月に支給する場合には百分の百七十二」に改める。

第三条 杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和五十四年杉並区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第八条中「百分の三十、六月」を「百分の二十二、六月及び十二月」に改め、「、十二月に支給する場合には百分の百八十五」を削る。

第四条 杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条中「百分の二十二、六月及び十二月」を「百分の二十五、六月」に、「百分の百八十」を「百分の百六十五、十二月に支給する場合においては百分の百七十二」に改める。

第五条 杉並区監査委員の給与等に関する条例（平成三年杉並区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「百分の三十、六月」を「百分の二十二、六月及び十二月」に改め、「、十二月に支給する場合においては百分の百八十五」を削る。

第六条 杉並区監査委員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「百分の二十一、六月及び十二月」を「百分の二十五、六月」に、「百分の百八十」を「百分の百六十五、十二月に支給する場合においては百分の百七十二」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

#### （提案理由）

区長等の期末手当を改定する必要がある。

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>第一条による改正（杉並区長等の給与等に関する条例の一部改正）</p>	<p>第一条による改正（杉並区長等の給与等に関する条例の一部改正）</p>
<p>（期末手当）</p>	<p>（期末手当）</p>
<p>第五条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、三月に支給する場合においては百分の二十二、六月及び十二月に支給する場合においては百分の百八十</p>	<p>第五条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、三月に支給する場合においては百分の三十、六月に支給する場合には百分の百八十、十二月に支給する場合には百分の百八十五を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員</p>
<p>て得た額に、給与条例の適用を受ける職員 の例による支給割合を乗じて得た額とし、 その支給方法その他支給に関しては、給与 条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>一 三 略</p>	<p>を乗じ て得た額に、給与条例の適用を受ける職員 の例による支給割合を乗じて得た額とし、 その支給方法その他支給に関しては、給与 条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>一 三 略</p>
<p>第二条による改正（杉並区長等の給与等に関する条例の一部改正）</p>	<p>第二条による改正（杉並区長等の給与等に関する条例の一部改正）</p>
<p>新 条 例</p>	<p>旧 条 例</p>

<p>(期末手当)</p> <p>第八条 期末手当の額は、次に掲げる額の合</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第五条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、三月に支給する場 合においては百分の百六十五、十二月に支給する場 合においては百分の百七十二を乗 じて得た額に、給与条例の適用を受ける職 員の例による支給割合を乗じて得た額と し、その支給方法その他支給に 関しては、 給与条例の適用を受ける職員の例による。 一 三 略</p> <p>第三条による改正(杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に 関する条例の一部改正)</p> <p>新 条 例</p>
<p>(期末手当)</p> <p>第八条 期末手当の額は、次に掲げる額の合</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第五条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、三月に支給する場 合においては百分の百八十 分二十二、六月及び十二月に支給する場 合においては百分の百八十 を乗 じて得た額に、給与条例の適用を受ける職 員の例による支給割合を乗じて得た額と し、その支給方法その他支給に 関しては、 給与条例の適用を受ける職員の例による。 一 三 略</p> <p>旧 条 例</p>

<p>計額に、三月に支給する場合においては百分の二十二、六月及び十二月に支給する場合においては百分の百八十</p> <p>を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>一 三 略</p>	<p>第四条による改正（杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）</p> <p>新 条 例</p>
<p>計額に、三月に支給する場合においては百分の三十、六月に支給する場合においては百分の百八十、十二月に支給する場合においては百分の百八十五を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>一 三 略</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第八条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、三月に支給する場合においては百分の二十五、六月に支給する場合においては百分の百六十五、十二月に支給する場合においては百分の百八十</p> <p>旧 条 例</p>

<p>給する場合においては百分の百七十二を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>一 三 略</p>	<p>第五条による改正（杉並区監査委員の給与等に関する条例の一部改正）</p> <p>新 条 例</p>	<p>じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>一 三 略</p>	<p>旧 条 例</p>
<p>（その他の給与）</p> <p>第四条 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、三月に支給する場合においては百分の二十二、六月及び十二月に支給する場合においては百分の百八十</p>	<p>を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例</p>	<p>（その他の給与）</p> <p>第四条 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、三月に支給する場合においては百分の三十、六月に支給する場合においては百分の百八十、十二月に支給する場合においては百分の百八十五を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例</p>	<p>を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例</p>

<p>による支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 三略</p> <p>5 8 略</p>	<p>第六条による改正（杉並区監査委員の給与等に関する条例の一部改正）</p> <p>新 条 例</p>	<p>による支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 三略</p> <p>5 8 略</p>	<p>（その他の給与）</p> <p>第四条 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、三月に支給する場合には百分の二十二、六月及び十二月に支給する場合には百分の百八十</p> <p>においては百分の百六十五、十二月に支給する場合には百分の百七十二を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 三略</p> <p>5 8 略</p>
<p>（その他の給与）</p> <p>第四条 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、三月に支給する場合には百分の二十五、六月に支給する場合には百分の百六十五、十二月に支給する場合には百分の百七十二を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 三略</p> <p>5 8 略</p>	<p>（その他の給与）</p> <p>第四条 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、三月に支給する場合には百分の二十二、六月及び十二月に支給する場合には百分の百八十</p> <p>においては百分の百八十</p> <p>を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 三略</p> <p>5 8 略</p>	<p>旧 条 例</p>	

## 期末手当の改定の概要

### 杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

項 目	改 正 内 容																														
期 末 手 当	<p>区長、副区長、教育長及び常勤監査委員の支給月数 第1条、第3条及び第5条による改正</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">現 行</th> <th style="text-align: center;">平成21年度改正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6月期</td> <td style="text-align: center;"><u>1.80</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1.60</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12月期</td> <td style="text-align: center;"><u>1.85</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1.80</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3月期</td> <td style="text-align: center;"><u>0.30</u></td> <td style="text-align: center;"><u>0.22</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;"><u>3.95</u></td> <td style="text-align: center;"><u>3.62</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第2条、第4条及び第6条による改正</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">平成21年度改正後</th> <th style="text-align: center;">平成22年度改正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6月期</td> <td style="text-align: center;"><u>1.60</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1.65</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12月期</td> <td style="text-align: center;"><u>1.80</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1.72</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3月期</td> <td style="text-align: center;"><u>0.22</u></td> <td style="text-align: center;"><u>0.25</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">3.62</td> <td style="text-align: center;">3.62</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">平成21年6月期については、特例措置により0.20月分凍結した後の支給月数である。</p>	区 分	現 行	平成21年度改正	6月期	<u>1.80</u>	<u>1.60</u>	12月期	<u>1.85</u>	<u>1.80</u>	3月期	<u>0.30</u>	<u>0.22</u>	合 計	<u>3.95</u>	<u>3.62</u>	区 分	平成21年度改正後	平成22年度改正	6月期	<u>1.60</u>	<u>1.65</u>	12月期	<u>1.80</u>	<u>1.72</u>	3月期	<u>0.22</u>	<u>0.25</u>	合 計	3.62	3.62
区 分	現 行	平成21年度改正																													
6月期	<u>1.80</u>	<u>1.60</u>																													
12月期	<u>1.85</u>	<u>1.80</u>																													
3月期	<u>0.30</u>	<u>0.22</u>																													
合 計	<u>3.95</u>	<u>3.62</u>																													
区 分	平成21年度改正後	平成22年度改正																													
6月期	<u>1.60</u>	<u>1.65</u>																													
12月期	<u>1.80</u>	<u>1.72</u>																													
3月期	<u>0.22</u>	<u>0.25</u>																													
合 計	3.62	3.62																													
施 行 期 日	<p>第1条、第3条及び第5条による改正は公布の日から、第2条、第4条及び第6条による改正は平成22年4月1日から施行する。</p>																														